

文教委員会資料④

1 令和7年第1回定例会提出予定議案の説明

- (10) 議案第30号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第31号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第32号 川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料2 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料3 川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

こども未来局

(令和7年2月10日)

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例 平成30年3月20日条例第14号 (法第3条第1項の条例で定める要件) 第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。 (1) 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程（第3条第7号アを除き、以下「教育課程」という。）に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。 (2) 当該施設が保育所等である場合にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあつては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。 (3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。 (4) 職員の配置について、次に掲げる基準に適合すること。 ア 次に掲げる基準に適合する数の教育及び保育に従事する職員が置かれ、かつ、当該職員の総数が常時2人以上であること。 (ア) 満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上	○川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例 平成30年3月20日条例第14号 (法第3条第1項の条例で定める要件) 第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。 (1) 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程（第3条第7号アを除き、以下「教育課程」という。）に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。 (2) 当該施設が保育所等である場合にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあつては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。 (3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。 (4) 職員の配置について、次に掲げる基準に適合すること。 ア 次に掲げる基準に適合する数の教育及び保育に従事する職員が置かれ、かつ、当該職員の総数が常時2人以上であること。 (ア) 満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上

改正後	改正前
(イ) 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上 (ウ) 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね15人につき1人以上 (エ) 満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上 イ 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども及び保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子ども（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通する4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもにつき1学級当たり35人以下の学級が編制され、かつ、各学級に少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）が置かれていること。 (5) 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。 ア 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員にあっては、児童福祉法第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の規定による保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録（以下「保育士登録」という。）を受けていること。 イ 満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員にあっては、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状のうち幼稚園の教諭の免許状（以下「幼稚園教諭免許状」という。）を有しているか、又は保育士登録を受けていること。ただし、学級担任にあっては原則として幼稚園教諭免許状を有していることとし、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員にあっては原則として保育士登録を受けていることとする。 (6) 施設設備について、次に掲げる基準に適合すること。 ア 建物の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に	(イ) 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上 (ウ) 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね15人につき1人以上 (エ) 満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上 イ 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども及び保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子ども（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通する4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもにつき1学級当たり35人以下の学級が編制され、かつ、各学級に少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）が置かれていること。 (5) 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。 ア 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員にあっては、児童福祉法第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の規定による保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録（以下「保育士登録」という。）を受けていること。 イ 満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員にあっては、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状のうち幼稚園の教諭の免許状（以下「幼稚園教諭免許状」という。）を有しているか、又は保育士登録を受けていること。ただし、学級担任にあっては原則として幼稚園教諭免許状を有していることとし、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員にあっては原則として保育士登録を受けていることとする。 (6) 施設設備について、次に掲げる基準に適合すること。 ア 建物の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に

改正後	改正前												
掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であること。ただし、設置後相当の期間を経過した施設（以下「既存施設」という。）について保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、イ本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、イ本文及びカ）に掲げる基準に適合するときは、この限りでない。 <table border="1" data-bbox="172 437 1066 580"> <tr> <th>学級数</th><th>面積（平方メートル）</th></tr> <tr> <td>1学級</td><td>180</td></tr> <tr> <td>2学級以上</td><td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$</td></tr> </table> イ 保育室又は遊戯室が設けられており、かつ、その面積が満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上であること。ただし、満3歳以上の子どもに係る面積については、既存施設について幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、その建物の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）がア本文に掲げる基準に適合するときは、当該子ども1人につき1.98平方メートル以上であることを要しない。 ウ 屋外遊戯場が設けられており、かつ、その面積が次に掲げる基準に適合すること。ただし、既存施設について、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、かつ、(ア)の基準に適合するときは(イ)の基準に適合することを要せず、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、かつ、(イ)の基準に適合するときは(ア)の基準に適合することを要しない。 (ア) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。	学級数	面積（平方メートル）	1学級	180	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であること。ただし、設置後相当の期間を経過した施設（以下「既存施設」という。）について保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、イ本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、イ本文及びカ）に掲げる基準に適合するときは、この限りでない。 <table border="1" data-bbox="1171 437 2065 580"> <tr> <th>学級数</th><th>面積（平方メートル）</th></tr> <tr> <td>1学級</td><td>180</td></tr> <tr> <td>2学級以上</td><td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$</td></tr> </table> イ 保育室又は遊戯室が設けられており、かつ、その面積が満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上であること。ただし、満3歳以上の子どもに係る面積については、既存施設について幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、その建物の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）がア本文に掲げる基準に適合するときは、当該子ども1人につき1.98平方メートル以上であることを要しない。 ウ 屋外遊戯場が設けられており、かつ、その面積が次に掲げる基準に適合すること。ただし、既存施設について、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、かつ、(ア)の基準に適合するときは(イ)の基準に適合することを要せず、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、かつ、(イ)の基準に適合するときは(ア)の基準に適合することを要しない。 (ア) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。	学級数	面積（平方メートル）	1学級	180	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$
学級数	面積（平方メートル）												
1学級	180												
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$												
学級数	面積（平方メートル）												
1学級	180												
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$												

改正後	改正前												
(イ) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じそれぞれ同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて(ア)により算定した面積を加えた面積以上であること。	(イ) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じそれぞれ同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて(ア)により算定した面積を加えた面積以上であること。												
<table border="1"> <tr> <th>学級数</th><th>面積（平方メートル）</th></tr> <tr> <td>2学級以下</td><td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td></tr> <tr> <td>3学級以上</td><td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td></tr> </table>	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	<table border="1"> <tr> <th>学級数</th><th>面積（平方メートル）</th></tr> <tr> <td>2学級以下</td><td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td></tr> <tr> <td>3学級以上</td><td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td></tr> </table>	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
学級数	面積（平方メートル）												
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$												
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$												
学級数	面積（平方メートル）												
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$												
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$												
エ 屋外遊戯場が、建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）と同一の又は隣接する敷地内にあること。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合にあっては、当該施設の付近にある次に掲げる基準に適合する場所を屋外遊戯場に代えることができる。 (ア) 子どもが安全に利用することができること。 (イ) 利用時間を日常的に確保できること。 (ウ) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。 (エ) ウに掲げる基準に適合すること。	エ 屋外遊戯場が、建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）と同一の又は隣接する敷地内にあること。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合にあっては、当該施設の付近にある次に掲げる基準に適合する場所を屋外遊戯場に代えることができる。 (ア) 子どもが安全に利用することができること。 (イ) 利用時間を日常的に確保できること。 (ウ) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。 (エ) ウに掲げる基準に適合すること。												
オ 調理室が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (ア) 幼稚園型認定こども園において20人未満の子どもに対して当該施設内で調理する方法により食事の提供を行う場合であって、必要な調理設備を備えているとき。 (イ) 満3歳以上の子どもに対してのみ教育及び保育を提供する認定こども園として認定を受けようとする場合であって、次に掲げる基準に適合し、かつ、当該施設以外の場所で調理したものを搬入する方法（以下「外部搬入」という。）により適切に食事の提供を行うことができると認められるとき。 a 子どもに対する食事の提供について、衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき必要な注意をすることができる体制が確保されていること。	オ 調理室が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (ア) 幼稚園型認定こども園において20人未満の子どもに対して当該施設内で調理する方法により食事の提供を行う場合であって、必要な調理設備を備えているとき。 (イ) 満3歳以上の子どもに対してのみ教育及び保育を提供する認定こども園として認定を受けようとする場合であって、次に掲げる基準に適合し、かつ、当該施設以外の場所で調理したものを搬入する方法（以下「外部搬入」という。）により適切に食事の提供を行うことができると認められるとき。 a 子どもに対する食事の提供について、衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき必要な注意をすることができる体制が確保されていること。												

改正後	改正前
b 献立等について、栄養士 <u>又は管理栄養士</u> から必要な栄養の指導を受けることができる体制が確保されていること。 c 調理業務を適切に遂行することができる者と委託契約を締結することができる、かつ、当該契約の内容が子どもの健康を確保することができることと認められること。 d 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じて、食事の内容、回数等について必要な配慮をすることができる体制が確保されていること。 e 必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。 カ 満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、乳児室又はほふく室が設けられており、かつ、その面積が満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。 (7) 教育及び保育の内容等について、次に掲げる基準に適合すること。 ア 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針をいう。）に基づいたものであること。 イ 教育及び保育の対象となる全ての子どもを対象とするものであること。 ウ 満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、保育を必要とする子どもに対する保育の提供とを一体的に実施するものであること。 エ 集団生活の経験年数が異なる子どもを対象とすること等の認定こ	b 献立等について、栄養士から必要な栄養の指導を受けることができる体制が確保されていること。 c 調理業務を適切に遂行することができる者と委託契約を締結することができる、かつ、当該契約の内容が子どもの健康を確保することができることと認められること。 d 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じて、食事の内容、回数等について必要な配慮をすることができる体制が確保されていること。 e 必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。 カ 満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、乳児室又はほふく室が設けられており、かつ、その面積が満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。 (7) 教育及び保育の内容等について、次に掲げる基準に適合すること。 ア 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針をいう。）に基づいたものであること。 イ 教育及び保育の対象となる全ての子どもを対象とするものであること。 ウ 満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、保育を必要とする子どもに対する保育の提供とを一体的に実施するものであること。 エ 集団生活の経験年数が異なる子どもを対象とすること等の認定こ

改正後	改正前
も園に固有の事情に配慮したものであること。 オ 教育課程及び保育所における保育課程の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画を作成し、教育及び保育を適切に実施することができること。 カ 施設設備、教材等の環境の構成について、子どもの年齢、発達の状況、利用時間等の固有の事情に配慮したものであること。 キ 小学校及び義務教育学校における教育との連携を図るものであること。 (8) 教育及び保育の質の確保及び向上を図り、かつ、子ども及びその保護者を支援する事業を適切に実施するために必要な知識及び技術の習得の促進その他の職員（当該認定こども園の長を含む。）の資質の向上を図るための措置が講じられていること。 (9) 子育て支援事業について、次に掲げる基準に適合すること。 ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業のうち少なくとも1以上の事業（同条第1号から第3号までに掲げる事業にあっては、次に掲げる基準に適合する事業）を実施すること。 (ア) 省令第2条第1号に掲げる事業にあっては、1週間につき3日以上実施すること。 (イ) 省令第2条第2号及び第3号に掲げる事業にあっては、全ての開園日において実施すること。 イ 省令第2条第1号又は第2号に掲げる事業を実施する場合にあっては、原則として、同条第4号に掲げる事業を併せて実施すること。 ウ 保護者が利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること。 (10) 管理及び運営について、次に掲げる基準に適合すること。	も園に固有の事情に配慮したものであること。 オ 教育課程及び保育所における保育課程の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画を作成し、教育及び保育を適切に実施することができること。 カ 施設設備、教材等の環境の構成について、子どもの年齢、発達の状況、利用時間等の固有の事情に配慮したものであること。 キ 小学校及び義務教育学校における教育との連携を図るものであること。 (8) 教育及び保育の質の確保及び向上を図り、かつ、子ども及びその保護者を支援する事業を適切に実施するために必要な知識及び技術の習得の促進その他の職員（当該認定こども園の長を含む。）の資質の向上を図るための措置が講じられていること。 (9) 子育て支援事業について、次に掲げる基準に適合すること。 ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業のうち少なくとも1以上の事業（同条第1号から第3号までに掲げる事業にあっては、次に掲げる基準に適合する事業）を実施すること。 (ア) 省令第2条第1号に掲げる事業にあっては、1週間につき3日以上実施すること。 (イ) 省令第2条第2号及び第3号に掲げる事業にあっては、全ての開園日において実施すること。 イ 省令第2条第1号又は第2号に掲げる事業を実施する場合にあっては、原則として、同条第4号に掲げる事業を併せて実施すること。 ウ 保護者が利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること。 (10) 管理及び運営について、次に掲げる基準に適合すること。

改正後	改正前
ア 1の認定こども園につき1人の長を置き、一体的な管理運営を行うことができることと認められること。 イ 開園日及び開園時間並びに教育及び保育の時間について、次に掲げる基準に適合すること。 (ア) 開園日は、次に掲げる日を除いた日を原則とすること。 a 日曜日 b 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 c 12月29日から翌年の1月3日までの日（bに掲げる日を除く。） (イ) 開園時間は、1日につき11時間を原則とすること。 (ウ) 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、当該子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、認定こども園の長が定めること。 ウ 法第4条第1項各号に掲げる事項、法第28条に規定する教育保育概要その他当該施設において提供されるサービスに関する情報を開示するために必要な体制が確保されていること。 エ 入園する子どもの選考に係る客観的かつ公正な基準が定められていること。 オ 児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。）を受けた子ども、母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の子ども、障害児（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。）その他特別の配慮を必要とする子どもの受入れに関し必要な措置が講じられていること。 カ 子どもの健康及び安全を確保するために必要な措置が講じられていること。 キ 子どもに食事を提供するときは、当該施設内で調理する方法により行うこと。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供について	ア 1の認定こども園につき1人の長を置き、一体的な管理運営を行うことができることと認められること。 イ 開園日及び開園時間並びに教育及び保育の時間について、次に掲げる基準に適合すること。 (ア) 開園日は、次に掲げる日を除いた日を原則とすること。 a 日曜日 b 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 c 12月29日から翌年の1月3日までの日（bに掲げる日を除く。） (イ) 開園時間は、1日につき11時間を原則とすること。 (ウ) 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、当該子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、認定こども園の長が定めること。 ウ 法第4条第1項各号に掲げる事項、法第28条に規定する教育保育概要その他当該施設において提供されるサービスに関する情報を開示するために必要な体制が確保されていること。 エ 入園する子どもの選考に係る客観的かつ公正な基準が定められていること。 オ 児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。）を受けた子ども、母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の子ども、障害児（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。）その他特別の配慮を必要とする子どもの受入れに関し必要な措置が講じられていること。 カ 子どもの健康及び安全を確保するために必要な措置が講じられていること。 キ 子どもに食事を提供するときは、当該施設内で調理する方法により行うこと。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供について

改正後	改正前
は、第6号オ(イ) a から e までに掲げる基準に適合する場合に限り、外部搬入により行うことができる。 ク 事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができると認められること。 ケ 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認することができるものと認められること。 コ 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いてケの規定による所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行うことができると認められること。 サ その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示がされていること。	は、第6号オ(イ) a から e までに掲げる基準に適合する場合に限り、外部搬入により行うことができる。 ク 事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができると認められること。 ケ 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認することができるものと認められること。 コ 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いてケの規定による所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行うことができると認められること。 サ その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示がされていること。

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例 平成26年 9 月 5 日条例第35号 (食事の提供の特例) 第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る体制にあること及び調理業務に係る受託者との契約が、当該注意を果たし得る内容となっていること。 (2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 (3) 調理業務の受託者が、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。 (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する	○川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例 平成26年 9 月 5 日条例第35号 (食事の提供の特例) 第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る体制にあること及び調理業務に係る受託者との契約が、当該注意を果たし得る内容となっていること。 (2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3) 調理業務の受託者が、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。 (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する

改正後	改正前
る計画に基づき食事を提供するよう努めること。 2 搬入施設は、次の各号のいずれかの施設とする。 (1) 連携施設 (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（第27条に規定する家庭的保育事業者が第25条に規定する家庭的保育事業を行う場所（家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）	る計画に基づき食事を提供するよう努めること。 2 搬入施設は、次の各号のいずれかの施設とする。 (1) 連携施設 (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（第27条に規定する家庭的保育事業者が第25条に規定する家庭的保育事業を行う場所（家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和 6 年 3 月 28 日 条例第 11 号 (職員配置の基準) 第 9 条 女性自立支援施設には、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する女性自立支援施設にあつては、第 3 号に掲げる職員を置かないことができる。 (1) 施設長 1 人 (2) 入所者の自立支援（法第 12 条第 1 項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 2 人以上 (3) 栄養士 <u>若しくは管理栄養士</u> 又は調理員 1 人以上 (4) 看護師又は心理療法担当職員 1 人以上 (5) 事務員 1 人以上 (6) 女性自立支援施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当な員数 2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りではない。	○川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和 6 年 3 月 28 日 条例第 11 号 (職員配置の基準) 第 9 条 女性自立支援施設には、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する女性自立支援施設にあつては、第 3 号に掲げる職員を置かないことができる。 (1) 施設長 1 人 (2) 入所者の自立支援（法第 12 条第 1 項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 2 人以上 (3) 栄養士又は調理員 1 人以上 (4) 看護師又は心理療法担当職員 1 人以上 (5) 事務員 1 人以上 (6) 女性自立支援施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当な員数 2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りではない。